

尾張旭市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき
実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成28年1月29日

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

総務部（契約検査課、税務課、収納課、行政課、災害対策室、財政課）

3 監査の期間

平成 27 年 11 月 25 日から平成 27 年 12 月 25 日まで

4 監査の方法

平成 27 年度(平成 27 年 10 月 31 日現在)における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項

- (1) 賃貸借業務契約事務（税務課）、施設用備品購入契約事務（行政課）及び委託契約事務（財政課）について、予定価格を設定する際に設計額を合理的理由もなく減額する事例が認められた。予定価格を決定するにあたり、設計額から減額する場合には合理的理由が必要である。
- (2) 収入済みの行政財産目的外使用料の調定が行われていない事例があった。当該使用料は、会計規則第 4 条により事前の調定が必要である。（災害対策室）
- (3) 市有財産（普通財産）貸付を行うための賃貸借契約締結伺いにおいて、新規の貸付であり、かつ、貸付期間が 6 月以上であるものが部長専決で行われている。決裁規程において、当該決裁は市長決裁が必要である。（財政課）
- (4) 普通財産の決定貸付料が普通財産貸付料算定基準等に定める額と異なっている事例がある。普通財産貸付料算定基準等の 1 (2) 及び 6 (2) の土地の算定基準の表現が不正確で条文の解釈上の疑義が生じており、実務と一致していないことが原因と認められる。条文の内容を十分に検討し、解釈に疑義が生じないよう措置を講ずる必要がある。（財政課）